

No. 16

| 制 度 名 | まちなか再生支援事業(補助金) 【一般財団法人地域総合整備財団】 | 主管課名 | 地域振興課 企画調整 G | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|-----------------|-----|--|-----|---|---|-----|-----|-----|--|--|-----|-----|
| | | 問合せ先 | 029-301-2732 | | | | | | | | | | | | |
| 目的・趣旨 | まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を助成することにより、民間能力を活用してまちなかの都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 市町村がまちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用してまちなか再生に取り組む事業</p> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の全てに該当するもの (1)市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー等と業務の委託契約を締結するものであること。 (2)まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。 (3)市町村とまちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。 (4)市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。 (5)他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。 (6)助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。 (7)助成対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付の対象期間：令和4年4月1日から令和5年2月20日まで <p>[対象経費] まちなか再生プロデューサー等との委託契約に係る経費（人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他の補助対象業務を履行するために必要となる経費）</p> <p>[補助限度額等] 1 市町村につき 700 万円（補助対象経費の 2/3 以内）</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[4年度当初予算額]</p> <p>[4年度補助対象団体] 令和4年3月頃決定予定</p> <p>[備考] 一般財団法人地域総合整備財団からの補助。翌年度の事業の募集案内は、毎年9月頃に同財団から県を通じて行われる。</p> | | | | | | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 市町村 | | | 1/3 | 2/3 |
| 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | | | 1/3 | 2/3 | | | | | | | | | | | |